

明治以来続いてきた制度に終止符

紙の小切手・手形 2026年度末全廃へ

企業間の決済手段として広く利用されてきた紙の小切手と手形について、政府は電子化へ向けて業界へ廃止を呼び掛けていましたが、全国銀行協会が2026年度末で電子交換所の運用を終える方針を固めたことにより、すべて廃止される見通しとなりました。紙の小切手・手形が廃止された場合、企業は今後どのように対応すればよいのでしょうか。今回は今後必要になる対応や代替案について解説します。

■廃止の背景と理由

日本では、2026年度末までに紙の小切手と手形の利用が廃止され、全面的に電子化される予定です。この決定は、経済産業省が2021年に発表した「成長戦略実行計画」に基づいています。長年にわたり企業間取引で利用されてきた小切手と手形ですが、以下のような理由から廃止が決定されました。

コスト負担の増大

小切手や手形の取引には、郵送料や印紙税などのコストがかかります。特に印紙税は決済金額に応じて課税されるため、大口取引を行う企業ほど負担が大きくなります。

紛失・盗難リスク

紙の手形や小切手は物理的な書類であるため、輸送中の紛失や盗難のリスクが常に存在します。

資金繰りへの影響

手形は支払期日が設定されているため、実際に現金化されるまで時間がかかります。これが中小企業にとって資金繰りの問題を引き起こすことがあります。

取引量の激減

電子決済の普及により、手形・小切手の取引量は急減しました。1990年には年間4,797兆円もの交換高があったものの、2024年には75兆円とピーク時の1.5%にまで縮小しています。

■代替手段

紙の小切手と手形の廃止に伴い、企業は新たな決済手段を導入する必要があります。

ネットバンキングの活用

最も手軽な代替手段として、ネットバンキングの利用が挙げられます。多くの企業がすでに活用しているため、移行は比較的スムーズでしょう。振込手数料は発生するものの、即時決済が可能であり、資金管理の透明性が向上します。

電子記録債権(でんさいネット)

「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」は、手形の電子版とも言える仕組みです。電子化により、印紙税が不要となり、管理の手間も削減されます。手形と同様に債権譲渡も可能であるため、資金化の柔軟性も確保できます。

企業間決済プラットフォームの活用

BtoB決済専用のプラットフォームを活用する企業も増えています。これらのサービスは、請求書の発行から入金管理まで一元化でき、業務の効率化に寄与します。

■企業が今から準備しておくこと

2026年度末の廃止に向け、企業は今から準備を進めておきましょう。

①現行の決済手段の洗い出し

取引先との決済手段を確認し、紙の小切手・手形が使われているケースを特定します。手形サイト(支払期日までの期間)や取引金額を整理し、影響度を把握します。

②代替手段の選定と準備

ネットバンキングや電子記録債権など、適切な代替手段を選びます。銀行やサービス提供企業に相談し、導入に向けた計画を立てます。社内の経理部門や財務担当者への研修を実施します。

③取引先との調整

取引先に決済手段の変更を事前に通知し、必要に応じて契約書や取引条件の見直しを行います。スムーズな移行のために段階的に新決済手段へ移行します。



2027年度以降も企業や金融機関同士が郵送などで手形や小切手を交換することは可能ですが、全国銀行協会(全銀協)は、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標にする自主行動計画を策定、かつ、手形や小切手の決済システム「電子交換所」の運用を2027年4月で終了すると2025年3月26日に発表しています。

仮に、2027年度初めから手形や小切手を決済するという場合、電子交換所を介さない決済となることから、各金融機関において郵送等による相対決済(個別取引等)を行う必要があるため、金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等を変更する等、現金化を続ける金融機関は殆どないとみられています。産業界でも自動車や流通などの約40の業界団体が2026年度末までに利用をやめるように呼びかけています。

このように、小切手と手形の廃止は企業にとって大きな変化ですが、適切な準備と対応を行うことで、業務の効率化やコスト削減につながる可能性があります。企業はこの機会に、より効率的な決済手段への移行を進めることが求められているようです。